

午前10時30分開会

○たかざわ委員長 おはようございます。ただいまより地域文教委員会を開会いたします。座って進行させていただきます。

欠席届が出ております。加藤文化振興課長、家族通院のため、佐藤生涯学習・スポーツ課長が病気療養のため、それぞれ欠席です。

本日の日程及び資料をお配りしています。議案審査が3件、報告事項は子ども部が2件、地域振興部が1件です。この日程に沿って進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

議案審査に当たりまして、千代田区議会委員会条例第17号に基づき、委員長から議長に申し入れ、教育長にご出席を頂いております。教育長におかれましては、お忙しい中、委員会にご出席いただき、ありがとうございます。

それでは、日程1、議案審査に入ります。（1）議案第62号、千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例について、執行機関から説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。それでは、教育委員会資料1、千代田区高校生等医療費助成条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

まず1番、改正の理由でございますけれども、来年度から高校生等医療費助成事業、こちらが東京都の全域で実施されることに伴いまして、これまで区で実施してまいりました高校生等医療費助成の対象者を広げる、拡大するほか、規定の整備をするというものでございます。

2番、改正の内容でございます。主に2点ございまして、1点目が対象となる児童を拡大するところでございます。今般の改正によって、保護者の扶養から外れている者、また婚姻した者、こうした者についても医療費助成の対象となるというものが一つでございます。

2点目が、（2）のとおり、医療証交付対象者の拡大というところでございます。今度、新しくなる制度におきましては、高校生など、本人のみが区内に住所を有して、保護者が区内に住所を有しない場合でも医療証交付の対象となるというところでございます。具体例を挙げますと、お子さんが寮生活をされていて、親が区外に住んでいる、こんなような例が考えられるかというふうに思っております。

施行の期日でございますけれども、令和5年4月1日。

別紙に新旧対照表をつけてございます。

甚だ簡単ではございますけれども、ご説明につきましては以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。質疑ございますでしょうか。

○牛尾副委員長 はい。今度は東京都全体が高校生等医療費助成を行うということになりました。東京都からその分の財源が来るとは思うんですけれども、これまで千代田区が出していたものが今度は東京都が出すようになる。大体幾らぐらいになりますか。

○小阿瀬子育て推進課長 来年度より東京都のほうから補助というところの話になりますけれども、令和3年度決算ベースで言いますと3,500万円を区のほうで全額出しておりますが、今度、大体1,500万円ほどは都のほうから補助で返ってくるというような

ことになるというふうに見ております。

○牛尾副委員長 これは大体何年間ぐらい、都のほうで持つというふうになりそうですか。

○小阿瀬子育て推進課長 令和5年度から令和7年度まではこの都補助ということで、現行の児童手当の所得制限に準拠した形で行うというところでございます。所得制限内のものについて、全て都のほうで補助をするという方向になっていまして、現状の東京都の見解ですと、令和8年度以降は、この所得制限のさらにその半分の方について見ていくということになりますので、令和8年度以降、これから協議になるかと思っておりますけれども、令和8年度以降は今のところ22.5%は都で見、残りの77.5%は区のほうで見ていくということになりますので、金額で言いますと大体800万円ぐらいは戻ってくるというようところで考えているところでございます。

○牛尾副委員長 今回というか、令和5年4月1日からは、これまでは働いている18歳の方は対象外だったというのが、これも対象になると。なりますよね。

で、仮に令和8年度以降、都が若干財源を減らすわけだ。それ以降も現行の制度というのは変わらずにいくということよろしいですか。

○小阿瀬子育て推進課長 そうですね、区の姿勢といたしましては、これまで所得制限のない形で医療費のほうを行ってきておりますので、考え方としては今後も変わらないということでございますので、都で見てもらえない部分については区のほうで出していくというような方向には変わらないというふうに認識しておるところでございます。

○牛尾副委員長 分かりました。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○小林やすお委員 私の理解が、ちょっと分からないもので。

ここに、「新たな医療費助成の対象者は、区内に住所を有する者」とありますけれど、住所があるということと、何というんですか、住民登録というか、あるんだと思うんですけど、それは住民登録していなくても住所があれば——住所がある。まあ……。ということなのかな。どうなんでしょうか。

○小阿瀬子育て推進課長 お子さんの住所が千代田区内にあって、で、親が区外にいらしても、親の方に対して医療証を交付できるという、そのような理解です。

○小林やすお委員 それは分かる。それは分かるんですけど。

一般的に住所がある、住民登録していなくてもそこに住んでいるという人がいるかと思うんですけど、その方も対象になるんですかということですか。

○小阿瀬子育て推進課長 お子さんのご住所が千代田区内にあるということが対象というか、になっておりますので、お子様が区内にいらっしゃるということが一つの……

○小林やすお委員 端的に、住民登録のことを聞いている。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。高校生等が千代田区内に住所、住民基本台帳法に規定する住民基本台帳に登録されているということの有していることが……

○小林やすお委員 それが聞きたい。

○小阿瀬子育て推進課長 基本的な考え方でございます。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○小林やすお委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○林委員 大変いい条例改正だと思うんですが、基本的なことで、改正内容を一つずつ聞きますけども、（１）の対象となる児童の拡大と。これは何人ぐらいを想定されているんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 １０人程度というふうに考えておるところでございます。

○林委員 それでは、（２）の医療証交付対象の拡大、こちらについては何人ぐらいを想定されていますか。

○小阿瀬子育て推進課長 同じく１０人程度というふうに考えているところでございます。

○林委員 それぞれ今まで千代田区のほうを持ち出しをしてやっていて、要は対象とならなかったお子さん、ここにも入ったと。もう一つが、今、小林（や）委員の言われたような形で、同じ住民票なんですけど、これは東京都の施策ですので、子どもが、１８歳以下が千代田区にいます。これ、東京都以外のところに、家族全員、世帯主等々、納税されている方がいても対象になるというので、よろしいんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 お子さんが千代田区にいらしている場合で親が区外に住んでいる場合には対象になってくるというふうに思っております。

○林委員 聞き方が悪いんですかね。東京都内でなくても、沖縄県に納税していても対象になると。もっと言うと、アメリカに住民登録されている親御さんがいて、子どもだけが千代田区の場合でも、アメリカに出すという制度なんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 はい、そのように解してございます。

○林委員 追っていくのは大変なんですけど、今まで千代田区でやっていて、３、５００万ぐらいの区費の投入をかけていたと。これはこれで、我々も予算に賛成している立場としては、まあいいことだと思うんですけども、ここから先、税の、先ほど言ったように１、５００万なり、令和５年から東京都から返ってくると、あるいは８００万ぐらいなりと。

で、これ、一般財源なのか、保険料なのかも含めて答えてもらいたいんですけども、三多摩のほうの市でもなかなか、お金が苦しいところもあると。で、千代田の場合は全く問題ないという形で。結局、やるぞやるぞといっても、年々減っていくような感じになるんですかね、東京都のほう。要は、所得対象の基準とか、２０％云々と、先ほど説明のときにもありましたけれども、どういうトレンドになっていくんですかね。

いや、簡単に言うと、打ち上げ花火はよかったけれども、回り回ってみると、結局、区市町村の６２区市町村が全部払っていたと。東京都の制度だけだね。という形になってくると、何となく、こう、どうなのという形になってしまうので、その今後の道筋を含めて説明ください。

○小阿瀬子育て推進課長 現状では、東京都の案ですと、補助金の金額が減っていくというふうな形になっております。ただ、ここについては、令和８年度以降の区の持ち出しとか自治体の持ち出しをどうするかというのは、これから都区でも協議していくんでしょうし、ちょっと、今後、そうですね、市部のほうもやり方とかを協議していくんだらうというふうに思いますけれども、補助金自体は現状ですと減っていくという認識でございます。

○林委員 一遍に聞いたからいけなかった。補助金というのは、これは一般財源に入ってくるものなんですか。それとも保険料に入ってくるものなんですか。どういうスキームに

なっているのかというのが条例改正のときにご説明なかったので、改めて確認するんですけども、令和5年度の1,500万程度になる補助金というのはどういう位置づけなのか。で、区費のどこに入ってくるのか、保険に入ってくるのか、一般財源に入ってくるのか、今後減っていくに当たってはどこに入っていくのか、ここを説明してください。

○小阿瀬子育て推進課長 少なくとも令和5年度につきましては一般財源のほうに入ってくる形になるんですけども、今後の、（発言する者あり）あ、一般会計のほうに入ってくるんですけども、この令和8年度以降につきましては、今後の協議でちょっと不透明なところがあり、今はちょっと分かりかねるところでございます。

○林委員 うん。

○亀割子ども部長 すみません。答弁を補足させていただきます。

現在の高校生等医療費助成は区独自のものとして、全て一般財源、千代田区の一般財源でもって対応していたと。来年度以降、都制度が入ってくる中は、所得制限を設けた形の、一部の人を対象に都の補助金として入ってくるというのが、3年間、一応、今、保証されています。それ以降は、担当課長が申し上げましたとおり、現在、協議中です。そのまま都補助として継続するようであればいいんですが、なければ財調措置なりに転換していくのではないかと考えていますが、その辺りは今後協議という形です。少なくとも3年間は、先ほど申し上げた3,500万のうち1,500万程度は都補助制度の対象として、都の補助金として入ってくるという形になっております。

○林委員 分かりました。だんだん整理できてきて、要は今まで千代田区が持ち出しでやっていたと。3,500万でやっていたけれども、いつか、3年間は少なくとも東京都のほうから多少お金を出していただくと。まあ、税金を払っている立場からは一緒なんだろうけども、どこから出てくるのかというのは、多少、なると。

で、仮に、東京都の補助金なり、何だ、何といったんだっけ、助成金じゃなくて、東京都からお金が。補助金。助成金。（発言する者あり）補助金。これがなくなろうが、なくなるまいが、今まで千代田区で一般財源でやっていたんだから、これは続くと。そうしてくると、続いてくる段階で今回対象となる二つ、10名ずつなんだろうけども、扶養が外れて対象となる児童の拡大と、医療証交付対象者の拡大、これもそれぞれ、まあ、今までできなかった一つが成立している。できなかった原因、千代田区では独自ではなぜできなかったのか、東京都だったら何でできるのか、対象者が広げられるのかということと、仮に東京都の補助が打ち切りになったとしても区独自としてこれを、拡大対象の枠を広げ続けられるのか否かというのを、今回の条例改正のときにどういうものになるのかというのを説明していただきたい。

○小阿瀬子育て推進課長 これまでできなかった理由につきましては、制度の立てつけが、扶養が前提になっていたということが一つあるかと思います。今後やっていくかというところにつきましては、これまで所得制限なしでやってきた、対象を今回改めて広げたところから、継続してやっていくという考えに変わりないというふうに認識しておるところでございます。

○たかざわ委員長 じゃあ、都の補助金がなくなっても……

○林委員 いいですか。

○たかざわ委員長 林委員。

○林委員 これまでできなかった原因は、もう一度ですよ、千代田区独自の場合はなぜできなかったのかというのと、東京都の制度を拡大して助成金は来ないかもしれない、補助金は来ないかもしれないけど、一旦助成を拡大したのに、いや、お金が来ないから縮小になるというのはあまり好ましくないと思いますし、今回の条例の立てつけとも一致しないので、できるようになるんだとしたらどういう理屈になるんですかという問いかけなんです。

○小阿瀬子育て推進課長 できなかった理由につきましては、これまで親の扶養というものが、一つ、制度の立てつけとしてあったというところがありまして、これまで親のみ外にいる人については見ていなかったというところがあるかと思います。

今後、補助金等々が減ってきてても対象を広げた状況で今後進めていくのかというところにつきましても、これまで広く0歳から18歳まで、千代田区は教育、また子育て、教育にかかるお金、子育てにかかるお金というのは所得の高い低いに限らず変わらないところであるということで、千代田区では医療のほうも手当のほうも平等に見てきたというような考え方がありますので、今後も、区といたしますと、そういう考え方は変わらないものというふうに認識をしておりますので、補助金が減ってきてしまう状況であっても、今後、区としては、この医療費助成のほうを、新しく対象になった方も見ていくというような方向に変わりがないというふうに認識をしておりますのでございます。

○林委員 分かりました。対象拡大については今後も続けていきたいと。行ける、まあ10人ぐらいですし、財源も千代田区はたくさんあるんで、お金はたくさんあるんで。

そうなってくると、今度この立てつけの、今までは子どもだけ住民票が千代田区にあって、保護者の方がアメリカに住民票のある方には出せなかったけれども、今回、都の立てつけとしてはできるようになると。そうすると、中学生の医療費とか、子どものいろんな助成とか、かなり考え方が変わる、スキームが変わるようになるんですかね、考え方で。子どもの住民票さえあれば、千代田区としてはあらゆる助成を出していくという考え方に変わるんですか。今までできなかった理由を聞いたのはそこなんですよ。

○小阿瀬子育て推進課長 中には、そうですね、中学生だけ、お子さんが、もしかしたらいらっしゃる可能性もなくはないんでしょうが、現状で考えますと、そうした方の数は、さらに高校生よりは少なくなるというふうには認識をしているんですけども、ただ、おっしゃるように、そうした方もいらっしゃるということもあるかと思いますが、そこはちょっと、今後、ちょっと現状調査をして、今後の制度の立てつけが適正なのかどうかというのを、ちょっと我々も、まずはちょっと研究していきたいというふうに思っているところでございます。

○林委員 いや、研究されるのは大いに結構なんですけど、要は、言わんとしているのは、今まで両親が、一番分かりやすいのはアメリカで働いていて、納税もアメリカにしていたと。納税者じゃないけれども、子どもだけが例えばおばあちゃんの家において暮らしていましたと。おばあちゃんは所得がありませんと。で、納税はしていませんと。子どもも当然納税していませんと。その子にはちょっと、今まで千代田区としては助成を出せなかったわけですよ。今回はそういう子にも出すようにすると。子どもを、次世代を大切にすると。国のほうでもこども家庭庁というのをつくってやっていくというスキームになりつつあるわけなんです。考え方をドラスティックに変えていくんですかと。こういう、ちょこ

っとした10人ぐらいだったらいいやとやっけていても、いずれ大きなスキームの変更にならないんですかと。条例改正するんだから、庁内でどーんと、やっぱりどっしりと議論してもらいたいんですよ、東京都のスキームが変わるんだしたら。そんな、対象者が1人だろうが、1人いれば、その子をどうするんだというところまで、真剣に考えてもらいたいんですよ、拡大するときに。東京都がこうだから、こうでいいでしょうと。また次のが出たら適当に考えますよというんだしたら、やっぱりかわいそうなんじゃないんですかという投げかけなんですよ。真剣に議論されたんですかね、子ども部のほうで条例改正するときに。これは大変な助成のスキームの変更だというのを。

○小阿瀬子育て推進課長 やはり考え方としては同じであるというふうに思いますので、人数が多い、少ないとかではないというふうに思っておるところでございます。

なので、やはり考え方としては、今後そうした波に、制度をやっぱり変えていく方向にしていかなければいけないような考えを持っておりますので、ここについては十分、私どもも検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○林委員 最後ね。いや、口で言うのは簡単。本当に真剣に考えられたのかなというのは。

一つが、地方公共団体の千代田区というのは、納税者が主体であるわけでしょう。納税者の方に還元すると。ここが一番大切なところですけど、今回の対象拡大というのは、納税者対象の、家族単位のものでなくなってしまうわけなんですよ。全体として、子ども部としてもそうですし、教育委員会としても、あるいは千代田区としても、本当に真剣に考えたのかなと。

いや、増えることはいいことだ、いいことだと。いいんだよ。いいんですけど、あくまでも、この国の立てつけは、納税者主体の、地方公共団体主体になっているわけですよ。そこを、籍があるからと、納税者でもない方という形になってくると、ちょっと、今までの地方公共団体の財政運営上も変わってきちゃうんじゃないのかなと。大きな転換期だということを承知した上で条例改正を出されているんだしたら、ああ、よかったですねになるんですけども、適当にこれから研究しますぐらいのレベルだったら、やっぱりもうちょっと真剣に考えてくださいよと、位置づけ、子どもたちの位置づけ。

だって、これが出せるんだしたら、後であるかもしれないけど、もっとほかの、出せるでしょうという話になっちゃいますよ、真剣に考えていかないと。納税者主体とか公平性とかを考えないと。あれも全部出せ、これも全部出せ、現金も出せと。そこはやっぱり地方公共団体としてしっかり財政運営するんだしたら、規律、基準というのを、東京都のスキームだからしょうがないんじゃないじゃなくて、変わるところを真剣に考えて納得した上で、財政も含めて、こうですという説明を議案改正のときに言っていたかかないと、するするになっちゃうんじゃないのかなと。出すこと自体には大いに賛成ですけどね、考え方の整理について、もう一度、改めてお答えください。

○小阿瀬子育て推進課長 考え方は、恐らくこれは変わらないことでございますので、そこは、今後、区としてというか、我々としても検討していきたいというふうに思っているところでございます。

○亀割子ども部長 ただいま林委員からご指摘いただいた部分で、議論という意味では、我々基礎的自治体としては、林委員のご指摘のとおり、納税者主体で、その家族に対して支援を行っていくということが基本になっていきます。これに対して、これは都制度として、

都が広域的な制度として導入をした。で、実質的に、高校生でも独立をしていたり、結婚をしていたりというケースがあるので、そこは広域的に拾える東京都がそういう制度を導入したということでもあります。ですので、我々は、この乳幼児ですとか義務教育の範疇ですと、なかなかそういう、結婚したり、扶養を離れたりというケースも少ないので、家族単位で、基本的に今までどおり納税者主体で手当を出していくと。この高校生の医療費助成については、都制度としてここまで広域的に広がったので、そこに乗った形で、その制度プラス区の本来の制度を併合した形で、今回、条例改正をしたというのが現時点でございます。

今後は、担当課長が申し上げたとおり、時代の流れで、そのような動きになっていくということであれば、そこはもう一段階、次のステップとして検討する余地はあるのかなと考えております。現時点ではそんな形の考え方です。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○小野委員 ちょっとすみません、私もよく分からないので。

今、林委員がおっしゃった、海外に例えば住所がある保護者がいる、例えばこれは海外駐在だったりする可能性があると思うんですけども、いわゆる海外から留学している中高生とか、そういうのは対象にはならないですよ、当然。ちょっと、もし分かれば、すみません。

○小阿瀬子育て推進課長 前提といたしまして、すみません、ちょっと冒頭の資料中でご説明をしておらなかったんですが、イのところに、「各種医療保険の対象となっていること」というのが一つの条件としてございますので、そこにちょっと当てはまらないような、対象にならないというような形になってくるかと思えます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

この第5条とか第7条とかを見ていくと、国民健康保険との兼ね合いというのがあって思いますので、ちょっとこの辺を分かりやすく区民の皆さんにお知らせしていくということが結構大事ななというふうに思いますので、その辺りのところも、難しい条例文を皆様が開示するというよりは、例えばこういう場合はというようなケースを用いた開示というか、広報なども少し工夫していくことが大事なのかなと思いますけれども、いかがでしょう。これは4月を迎えるに当たってというところですね。

○小阿瀬子育て推進課長 区民の皆様には、やはり、より分かりやすくお知らせするというのがやっぱり大切なことですし、必要なことだと思いますので、そのように図っていきたいというふうに思っております。

○小野委員 はい。よろしく願いいたします。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 以上で質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 省略でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、これより採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議案第62号、千代田区高校生等医療費助成条例の一部を改正する条例に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第62号は可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、（2）議案第69号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、説明を求めます。

○山本指導課長 それでは、私からは、議案第69号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、教育委員会資料2に基づき、説明をさせていただきます。

令和4年の特別区人事委員会勧告の概要につきましては、10月14日の本委員会にてご報告申し上げたところです。今般11月18日に区長会と特別区職員労働組合連合会、及び東京清掃労働組合との労使交渉が妥結に至りましたので、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正するものとなります。

資料といたしましては、一番上に説明のための資料、おめくりいただきまして、2番目に第1条関係の新旧対照表、そして、次に、第2条関係の新旧対照表、そして、最後に、別表1として、第6条関係の給料表の現行と改正後の給料表が記載されたものをご用意させていただきましたが、本日は一番上、説明のための資料を基にご説明申し上げます。

項番1、改正趣旨については、令和4年の特別区人事委員会勧告を踏まえ、職員の給与水準を社会経済情勢の変化に対応させるため、職員の給料表、及び勤勉手当の支給月数を改める等の改正を行うものとなります。

項番2、改正概要については、（1）第1条関係として、給料表の引上げと令和4年度の勤勉手当の支給月数の改正、（2）第2条関係として、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正となります。

まず、（1）第1条関係ですが、給料に関しましては、公民格差となっている0.24%を解消するため、初任給及び若年層の給料表を引上げ改定するものとなります。また、勤勉手当につきましては、令和4年度の勤勉手当支給月数の改正として、令和4年12月支給の勤勉手当支給月数を0.1月引き上げる改正を行うものとなります。引上げ分につきましては、勧告どおり勤勉手当に割り振るものといたします。

次に、（2）第2条関係ですが、令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正として、3月期末手当を廃止し、6月及び12月支給の期末手当及び勤勉手当支給月数を均等になるよう配分する改正を行うものとなります。

参考といたしまして、資料裏面に、改正前後の期末・勤勉手当の支給月数を記載してございます。

資料裏面の表、上段の第1条関係の一番上、一般職員を例に取りますと、第1条で、令和4年12月期の勤勉手当の現行1.025月を1.125月に改め、6月期と3月期の期末・勤勉手当と合わせ、年間4.55月とするものでございます。

資料下段、第2条関係では、同じく第2条関係、表の一番上の一般職員を例に取りますと、施行が令和5年4月1日となりますので、令和5年度以降は平年度化し、3月期の期末手当を廃止し、3月期に支給していた0.25月分を、6月期と12月期の期末手当に均等になるよう配分し、それぞれ1.2月とするものでございます。また、6月期と12月期の勤勉手当を、それぞれ1.075月と均等に配分する改正を行うものです。

恐れ入ります、資料の表面にお戻りください。施行年月日につきましては、項番2、改正概要の表の右側に記載してございます。第1条関係の給料及び令和4年度の勤勉手当の支給月数の改正につきましては公布の日、第2条関係の令和5年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改正につきましては、令和5年4月1日となります。

項番3、新旧対照表は別紙のとおりとなります。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますでしょうか。

○牛尾副委員長 今回は、若干ですけど月例給896円程度、あと期末手当0.1か月ということです。で、引上げの勧告になりますけれども、やっぱり今の物価上昇には到底及ばないような額になると思うんですけども、その考え方については今回はどうだったんですか。

○山本指導課長 物価引上げ等の考え方につきましては、今回は東京都のものと合わせ、また、今回そのような形で金額を定めるところで、社会情勢に合わせた形というふうに考えてございます。

○牛尾副委員長 ただ、社会情勢、民間のほうも上がってないから、実質。確かにまあ上がりはするんですけども、やはり物価上昇に見合わない。今回、しかも、若手の方には一定程度改善はあるんですけども、いわゆる中高年の職員層については、今回はどうなるんですかね。

○山本指導課長 今ご指摘いただきました給料につきましては、若手、若年層からということになりますけれども、勤勉手当につきましては、管理職も含めた全ての方が対象というようになってございます。

○牛尾副委員長 月例給はそうでもないが、要するに0.1か月は対象になると。ただ、やっぱりこれだけではなかなか、物価上昇になかなか見合っていないんじゃないかというようなことは思うんですよね。もちろん労使で決まったことなので、どうこう言うということではないんですけども、もうちょっと考えてもよかったのかなというのは思います。

いま一つは、3月の期末手当が今回ではなくなって、夏と冬、二つの手当に変わることですけれども、これについて、何かこう、影響はありますか。

○佐藤教育担当部長 今回、3月期の期末手当が支給されなくなることによって、一般的に新規採用職員ですね、入るのが4月なんで、前年の12月から3月まではまだ役所に働いていないこととなりますので、期末手当の支給割合については若干減るということでございます。

○牛尾副委員長 あと、特別区職員労働組合連合会の説明でも、新規採用の方の手当が減ってしまうということが指摘をされております。で、今回、この3月の期末手当の問題というのは、労使の中で、交渉の上、こうなったんですか。それとも、人事委員会からのこうしますよということが決まったのか、労使で決まったのか、どちらですか。

○山本指導課長 交渉の上で、このような形に決まったというふうに認識してございます。

○牛尾副委員長 はい、分かりました。

○たかざわ委員長 いいですか。

○牛尾副委員長 いいです。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。（発言する者あり）

ちょっと休憩します。

午前11時09分休憩

午前11時15分再開

○たかざわ委員長 それでは、委員会を再開いたします。

1点、参考資料の中で6条関係のところ、hbという表記がありますが、これはどういう意味ですか。

○佐藤教育担当部長 大変申し訳ございませんでした。参考資料でおつけしているものの、今、委員長のご指摘のhbという表記、間違いでございます。金額としては、264,800円という数値が入るところなんですけれども、もしよろしければ差し替えさせていただければと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○たかざわ委員長 はい。今、差し替えの申入れがありました。

ほかに質疑、（「確認しておいたほうがいい」と呼ぶ者あり）えっ。（「今の、確認を取っておいたほうがいい」と呼ぶ者あり）あ、そうか。（発言する者あり）今、差し替えの申入れがありました、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、この議案に対しまして、ほかに質疑ございますでしょうか。よろしいですか。今、数字と資料の差し替えの申入れがありましたけれども、このまま討論、採決と入って行ってよろしいでしょうか。（「資料が……」と呼ぶ者あり）そろってからじゃないと、駄目。（「休憩が……」「15分待つか」「うん。15分待つか、これを継続にして、ちょっと休憩して、ちゃんとして、それを確認して」「15分でできるの」「終わる。15分でできる」「今、……やります」「今……」「少なくとも、この委員会、午前中には……」と呼ぶ者あり）

それでは、委員会を休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時18分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開いたします。

資料の差し替えに多少時間がかかるようでございますので、この議案はここでペンディングと、今ここでさせていただいて、次の議案審査に入って、よろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。

それでは、次に、議員提出議案第9号、千代田区学校給食費の助成に関する条例の審査に入ります。提出者からの説明を求めます。（発言する者あり）

○牛尾議員 それでは、議員提出議案第9号、千代田区学校給食費の助成に関する条例に

ついて、提案理由をご説明いたします。

条例文をご覧いただきたいと思います。条例に基づいて、項目の中心点をご説明いたします。

この目的は、学校給食費の補助を行って、保護者の学校給食費を無償にするというものですけれども、まず第1条ですけれども、ここに条例の目的を記述しております。「区立学校」、小学校、中等教育学校の前期課程も含めて、そこに通う児童・生徒に対する学校給食について、保護者に給食費と同額の助成金を交付して負担軽減を図っていくというものであります。

第2条が対象の要件です。区立学校に在籍する児童又は生徒の保護者としております。

第3条は、助成金の額であります。学校給食費に相当する額というふうにしております。ただ、国とか地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、この助成対象から除いております。例えば、生活保護世帯など、国の責任で給食費を負担しているもの等であります。

第4条ですけれども、交付申請及び利用についてであります。助成金の交付を受けようとする保護者が、区長に申請をするというふうに規定をしております。

裏面です。第5条から第7条は、交付の決定要件であります。交付を申請して、区長が受け付けると。校長が区長に助成金を請求して、区長は、校長から請求を受けたら速やかに支給をするというふうな規定が書かれてあります。

第8条については、返還の規定であります。偽りその他不正の手段によって助成金の交付を受けた者がいるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができるという規定になっております。

第9条は、この条例について必要な事項は、規則で定めるというふうにしております。

今回の条例文は、義務教育は無償という憲法の考えに沿って、学校給食を無償にしていこうという内容です。23区では、葛飾区で、いよいよ来年4月から無償化に踏み出します。ぜひ、ここ千代田区でも、学校給食を無償化して保護者負担の軽減を図り、憲法の義務教育は無償ということを実践していきたいと考えております。ぜひご賛同いただければと思います。ご審議をお願いいたします。

以上です。

○たかざわ委員長 はい。説明いただきました。質疑ございますか。

○山田委員 提案者にお聞きします。公立学校だけの児童生徒への無償化は、不公平感があるのではないのでしょうか。千代田区民の小学校私立等進学者は24.3%、中学私立等進学者は47.9%、の方々が無償化対象外となってしまいます。トータルな子育て支援施策につながらないと思いますが、その点はどうお考えなんでしょうか。

○牛尾議員 確かに、私立学校の小中学校に通うお子さんは対象外というふうになります。ただ、一つは、やはり私立に通うお子さんもトータルで支援していくという点では、やっぱり、一つは国において、本来やるべき中身であると思います。いま一つは、やはり私立に行くということは、やはり私立特有の、例えば小中高一貫の教育であったり、あとは、その私立である特別な教育を受けたいということであったり、あるいはその部活動なりに行きたいということであったり、何か目的があって私立に行くということで、そこはやっぱり公立に通うという点では、一つ違う問題ではないかと。今回は、まず、公立で、区

が責任を持った公立学校で、まず無償化をしていくということ、私立への支援の第一歩として、まず公立をやっ払いこうということで、今回は区立の学校ということを対象にさせていただきました。

○山田委員 それと、提案の内容を見ると、助成金ということになっておりますが、各学校や教育委員会の負担が膨大になると考えられるんですが、この説明のところには「教員の事務負担軽減」となっていて、矛盾するよう思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○牛尾議員 現在でも、1食、今45円になるのかな、区のほうから負担をするということで、この作業、確かに学校、教員、大変な負担になっていると思います。これが全額無償にしていくということで、まず計算としては、全額無償にするわけだから、その分は減ると思うんですね。行く行くは、本来ならば公会計にして、学校から給食費徴収そのものを除き、区のほうで実施していくというふうになれば大幅な軽減になると思うんですけども、今回、少なくともその1食何十円引いていくのではなくて、やっぱり全額を無償にするという点では、保護者に対して「給食費が支払われていない」という連絡、そういうような負担は減るわけだし、軽減にはつながっていくんじゃないかなというふうには考えております。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○山田委員 最後に一つ。区では、総合的な子育て教育支援策を実施し、令和4年度予算では、手当関係だけでも、児童手当、次世代育成手当など、合計で11億2,600万円余を予算化しています。妊娠、出産、子育て世代まで継続した支援を実施しています。さらに、執行機関から子育て・教育応援給付金の補正予算が提出されています。教育の無償化を実施した場合、このような手当を減額するという事なんでしょうか。

○牛尾議員 いや、それは減額する必要はないというふうに思います。で、学校給食の無償化というのは、もちろん子育てへの支援の一つというものはもちろんあると思います。学校給食費は大変な保護者負担になっていますから、それを無償にするということは、子育て世帯への支援ということになります。だからもちろん、区としても児童手当、あと、今回で言えば5万円の給付金等、支援をやっておりますけれども、それと併せて給食費も負担をして支援をしていくということですけども、その支援していくと同時に、やはりいま一つは、やはり義務教育は無償と憲法でなっていると。やっぱり給食というのは単に食事ではなく、食育としての子どもたちへの教育の一環ということで、やっぱり教育の一環であるならば、義務教育は無償の実践というね、そういう使命もあるということでご理解いただければと思います。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○小林やすお委員 先ほど提案者のほうから、行く行くは公会計でという言葉がありましたけど、これはちょっと執行機関にお伺いしたいんですが、現在、給食費の一部を補助していて、給食費自体は基本的に保護者が、基本的にというか保護者が負担しています。これは、学校が私費会計で、各食材事業者と契約を行っているものだと思います。提案者が言うように今後全額補助した場合、これは公会計という形になるんでしょうか。

○大塚学務課長 ただいまのご質問でございますが、全額補助で無償化を行うということになりますと、公会計化するという可能性が出てまいります。

以上でございます。

○小林やすお委員 その公会計になった場合は、今度、食材は区で一括購入になるのではないかというふうに思いますが、その場合、今、契約している小規模な区内の納入事業者への圧迫につながると思いますけれど、そういった面では実態としてどうなのでしょう。

○大塚学務課長 ご指摘のとおり、現在は、一部補助ということで私費会計でございますので、各学校において、そういった地域の中小事業者さんや個人商店から食材を購入しているという実態がございます。で、公会計化になった場合には、区のほうで一括した契約手続が、現行制度上はしなければいけないという形になりますと、入札等の方法で業者さんを選定するという形になろうかと思えます。そうなりますと、中小企業者の方が入札等で取れないという可能性も否定できません。

○小林やすお委員 ああ、そうですよね。今現在、給食費の一部を区が補助していて、給食費自体は保護者が負担しているため、学校で特色ある給食メニュー作りが行われております。また、給食の実施回数も学校ごとに決まっていると聞いていますが、給食費が無償化された場合、公平性の観点から、全ての学校のメニューの均一化、平均化が必要となるのではないかと考えます。各学校の特色に合わせた給食の実施や、年間を通じていろいろな行事があり、その行事に合わせての給食メニューの独自性が失われるのではないかとこのように危惧しておりますが、このことについては区としてどうお考えでしょうか。

○大塚学務課長 ただいまのご質問、ご指摘でございますが、現在、学校給食、実施回数については、若干、やはり、ご指摘のとおり、それぞれの学校によって日数が違います。例えば、中学・中等教育学校においては、中間考査や期末考査の際に給食を出す学校、出さない学校、それから、小学校等では、行事食といって、それぞれ学校ごとに特色を出した給食の提供を行っておりますが、やはり全額補助による無償化になりますと、そういった公平性の観点から、実施回数は、ほぼ一律にそろえることとなる可能性が大きいです。そうしますと、そういった特色ある給食献立提供や行事食等に制約が出るのが懸念されるところでございます。

○小林やすお委員 そうしますと、提案者が言っている内容と、今聞いたところによる独自性が失われるということと、食育という問題に関して、均一化されていいものかどうか、そこら辺がちょっと分からないんですけど、提案者としてはどうお考えですか。

○牛尾議員 それはまあ、無償化することによって、食材を区が一手に、入札によって得ると。ただそれは、やり方はいろいろとあると思うんですけどね。学校を分けて入札するか、（発言する者あり）いろいろ方法はあると思うんですけども。

学校の独自性というのは、無償化によってそれがなくなるかどうかというのは、食材は一緒かもしれないけれど、メニューを一緒にしなければいけないということもないと思ひまして、（発言する者あり）そこはいろいろ考え方はあるんじゃないかと、（発言する者あり）私は思うんですけども。

○たかざわ委員長 公平性というところ。

小林（や）委員。

○小林やすお委員 食材が一緒だったら、そうなるんだと思うんですけど、多分。分かんないんだけど。そういった部分って、さっき言ったように、学校の行事に合わせた独自の、今やっていること、それが食育につながっているんだと思うんですけど、そこにつ

いてはどうでしょう。

○牛尾議員 そこは、各学校で様々な給食をやって、特色あるものを出しているということですが、それは学校独自にそれは考えてもらっているじゃないかと、私も思うんですよ。で、これは、別に給食費を徴収してはいいが、徴収してはいいが、それは学校行事として、そういったことを実施すると。そこに対して、区のほうが支援するといいますかね、そういうことでもいいんじゃないかと思うんです。

もしくは、もう、区が、各学校でどうしていこうかというのを相談しながら考えていくということでもいいと思うんですよ。そこは、無償化したからといって、そういった特色がなくなるということはないんじゃないかというふうに、私は考えますが。

○小林やすお委員 そこまで言っちゃうと、また現場の苦労が増えちゃうということになって、先ほど言っていることとちょっと矛盾するところがあると思うんですけれどもね。

○牛尾議員 そこについては、確かに、そういった特色ある給食を出すときは現場の苦労があるかもしれませんが、通常、給食費を徴収するという事務については減ると思うんで、全体的には減るんじゃないかというふうには思うんですけれども。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○小野委員 いろいろと、私も今の質疑の中で勉強になることがありました。やはり私立に通われているお子さんが非常に多い区だと思いますし、（発言する者あり）提案者の方にもお伺いしたいんですけれども、他区からの越境の小学生それから中学生というところについても、全て網羅をするというようなお考えでしょうか。

○たかざわ委員長 牛尾委員。

○牛尾議員 そこはもう、他区から通っているお子さんについても、出すということになります。これはもう、他区から来ているから、その家庭の子どもは給食費有償、給食費は無償にしませんという対応は、それはやっぱり、公平性の点からどうなのかと。現在でも、1食何十円と、他区から来ている方にも補助しているわけで、それはもう無償になっても考え方は同じということでありませう。

○小野委員 はい。ありがとうございます。いろんな考え方があると思いますけど、やっぱり、私立の方々は、どうしても自分で選んで、そちらを選択して行っているから自分たちの責任なんだとか、あと、それなりにゆとりがあるという言い方をされがちなんですけれども、実際には、その教育観ですとか、お子さんに、なかなか合った教育ということの中で、やむを得ず私立を選ばれる方なんかもういらっしゃるということもあります。

また同時に、他区からわざわざ、地元の公立ではなくて千代田区の公立を選んでいらっしゃる方も、同じような感覚なのかなと思うんですよね。やはり子育て支援とか保護者の支援というところがこの給食費無償化によって大きく格差が出てしまうように感じてしまうんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○牛尾議員 根本的なことを考えると、やはり全国一律で給食費を無償化するということを行えば、こういった矛盾はなくなるというふうには思うんですね。で、（発言する者あり）今回、千代田区でやっていこうというのは、もちろん、今回、千代田区でやれば、千代田区の公立に通っているお子さんだけというふうになりますけれども、これを行うことによって、もちろん最初は千代田区の子どもたちが無償になるということですが、これは行く行く、今、全国で学校給食の無償化が広がってきているわけで、千代田区が行って

いくということによる周りへの波及効果というのもあるんじゃないかと。やはり、これが東京都全体あるいは国全体に広がっていくという意味でも、千代田区でまず行っていくということが非常に大きな一歩になるのではないかなというふうに考えております。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、ちょっと休憩いたします。

午前11時40分休憩

午前11時41分再開

○たかざわ委員長 それでは、委員会を再開いたします。

ほかに質疑がないようでしたら、討論はいかがいたしますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 それでは、討論は省略し、採決に入ります。

ただいまの出席者は全員です。

議員提出議案第9号、千代田区学校給食費の助成に関する条例、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 はい。牛尾委員のみ賛成でございます。よって、議員提出議案第9号は否決すべきものと決定いたしました。

以上で議員提出議案第9号の審査を終了し、先ほどの参考資料の差し替えについては、来ましてでしょうか。（発言する者あり）

休憩します。

午前11時42分休憩

午前11時46分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開いたします。

それでは、先ほどの幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について、審査を再開いたします。

先ほどの、参考資料の訂正ということがありましたが、部長のほうでご説明いただけますか。

○佐藤教育担当部長 お時間いただきまして、大変申し訳ございませんでした。今回の資料については、全部差し替えということで、処理のほう、お願いしたいと思います。

先ほどhbと書いてあった部分については、26万4,800円ということで、数値が入っているものを差し替えとして配らせていただきました。で、この議案提案に先立ちまして、教育委員会でもお諮りしましたがけれども、その際の資料には、間違いございませんでした。で、今回、議案として出されたものについても、この部分は正しく記載してありますので、お取り扱いのほうをよろしくお願いいたします。

○たかざわ委員長 はい。ただいま部長から説明がございました。参考資料の差し替えを認めるということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、議案第69号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、

質疑を終了いたします。

討論はいかがいたしますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、討論は省略をいたします。

これより採決に入ります。ただいまの出席者は全員です。

議案第69号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○たかざわ委員長 はい。賛成全員です。よって、議案第69号は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第69号の審査を終了いたします。

教育長退席のため、暫時休憩いたします。教育長、ありがとうございました。

午前11時49分休憩

午前11時49分再開

○たかざわ委員長 それでは、委員会を再開いたします。

続きまして、日程2、報告事項に入ります。（1）（仮称）まなびの森保育園神保町の入園時期について、理事者からの説明を求めます。

○小阿瀬子育て推進課長 それでは、教育委員会資料3、（仮称）まなびの森保育園神保町の入園時期につきまして、ご報告をさせていただきます。

概要でございますが、この保育園につきましては、令和5年4月1日の開所を目指しまして、整備を進めているところでございます。しかしながら、昨今の半導体不足、労働力供給量の低下などで、当初予定の整備工事期間への影響が懸念される状況ということもございます。

区といたしましては、このような状況から、現時点での工事進捗状況など、総合的に勘案をいたしまして、入園を希望される保護者さんが、安心してお申し込みいただくことを最優先にすべきであるという結論に至りまして、入園の開始時期は5月1日とさせていただいているところでございます。

この園の周知につきましてでございますが、11月15日に、この案内文、別紙にございますが、こうした案内を保育園の入園案内に追加をさせていただいております。17日には、区のホームページに掲載をいたしまして、今後、12月5日号の広報にも、こちらを周知させていただければと思っております。

参考といたしまして、まなびの森保育園神保町の施設の概要と、運営会社になります（株）こどもの森の会社の概要も、参考として載せてございます。

簡単ではございますが、説明につきましては以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。説明が終わりました。質疑ございますでしょうか。

○牛尾副委員長 すみません。この、まず、定員100名の内訳を教えてください。

○小阿瀬子育て推進課長 内訳でございますが、0歳児につきましては9名、1・2歳児につきましては17名、3・4・5歳児につきましては19名となり、合計100名という状況でございます。

○牛尾副委員長 既に11月24日かな、申込みが始まっていると思うんですけども、

このまなびの森に入園したいというご希望者は、0歳児が多くなると思うんですけども、ほかの歳児でも何人ぐらいいらっしゃるか、分かりますか。

○たかざわ委員長 今の時点で把握していますか。（発言する者あり）手を挙げてください。

○小阿瀬子育て推進課長 委員長、子育て推進課長。

○たかざわ委員長 はい。担当課長。

○小阿瀬子育て推進課長 申し訳ございません。数が何人というところは把握していませんんですけども、お問い合わせは頂いている状況でございます。

○たかざわ委員長 ということです。

牛尾委員。

○牛尾副委員長 入園についてはこれからでしょうからね、あれですけど。これ、仮にですよ、本当はここに入りたかったと、第一希望で入りたかったけれども、5月1日から開所になりますよと。で、その4月の1か月間、仕事がお休みできるというご家庭はいいと思うんですけども、そうならなかった場合。例えば、4月だけ、居宅訪問を利用するのか、ほかの保育園に行くのかあれですけども、そういった方が、5月に入って入りたいと、転園したいといった場合は、すんなり行けるものなんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 そのような流れになるように、私どもも、4月にそういった、別のところで見ていただきつつ、5月1日から、まなびの森保育園に入れるような形でやってまいりたいというふうな、そういった準備を進めておるところでございます。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

○牛尾副委員長 はい。

○たかざわ委員長 ほかにございますか。

○林委員 すごくショッキングな話だと思うんですけども、5月1日というと、課長、当然ご存じだと思うんですけど、普通は4月、ならし保育をやって、やっと慣れてきて、ゴールデンウィークで家庭で一緒に遊んで、さあ、また頑張ろうという期間が全くロスになってしまうんで、保育の実態が分かっている方が、どれぐらいの方が本当に希望されるのか、分からないんですけども。

このまなびの森保育園で、入園時期が遅れた実例というか、過去、ある事業者なんですかね。かなり手広くやられているところみたいですけども。

○小阿瀬子育て推進課長 令和3年4月1日開園予定のところ、5月1日になったというのが一つ、他区のほうでございまして、こうしたことも、今回5月1日入園と判断した一つの理由であるというふうに、私どもも考えています。

○林委員 いや、正直に答えて。どこの区の園で、その原因は何だったのか。千代田区のほうは、半導体不足や新型コロナウイルスと言っているけど、令和3年だったら事情が全く別儀なのに、この株式会社こどもの森というところは、4月開園ができなかった実例があるんだとしたら、その原因分析を含めて、これ、税金投入している話なんで、千代田区民の。ちゃんと答える義務はあると思うんですよ、説明責任も。どんな実例を踏まえてやっているのか、お答えください。

あと、もう一点が、千代田区で、過去に民間園で、こうした4月入園ができなくなった

事業者があるのかも含めてお答えください。

○小阿瀬子育て推進課長 私どもの調査ですと、他区では北区の状況でございます、上中里のこどもの森の保育園ということで聞いてございます。

で、当時は、直前まで、行けるよという方向で言っていたんですけども、直前になりました、どうしても工期のほうで、なかなか工期内に収まらないという状況になり、北区のほうでは、代替園のご用意をするというのが、非常に大変であったという状況を、私どもも聞いております。

もう一点の本区においてあったかというところでございますけれども、この業者ではございませんが、昨年度、他園で同じような状況がございまして、本区で代替園を用意する手はずがかなり、やはり大変なことに。何よりも区民の方にご迷惑をかけてしまうということがございまして、あったというところでございます。2件ございます。

○林委員 全然答えになっていない。まず北区が、このまなびの森保育園ですよ、株式会社こどもの森保育園。で、何が事情で延期になったのかと、この原因分析を聞いているんです。

もう一つが、千代田区内であったとしたら、これも税金を投入して、設備費も運営費も、あるいは損失補填も税金を投入しているんで、どこの園で、どんな原因で、何か月遅れて、その対応方法等々もすべからく言わないと、おかしいと思いますよ。

これ、待機児童が困っているときだったら、何でもいいから増やしてくれだったんですけど、ずっとこの委員会で調査していった結果、定員を満たさない園もたくさんあるわけですよ。そこに税金を投入しているわけですよ。二重取りなわけですよ。それで新園を開園するんだけど、4月入園が、一番人気のあるところができなくて、5月入園になったら本当に埋まりますかと。ここでまた、0歳児が9名定員だけれども、全然埋まらなかったら、9人分の補助金を、補助金というか、出すんですかと、損失補填のお金を。その覚悟まであって、こんな報告をしているんですかという、もう覚悟度の話になってくると思いますよ。そもそも、何でこの業者になったんだらうと、実例が令和3年に北区であるのに、というところから入ってしまいますんで、ちゃんと教えてくださいよ、真剣に。時間もお昼になっちゃうんで。

○小阿瀬子育て推進課長 工期の遅れの原因、北区では、業者さんがこの工期ではなかなか終わらないというところで、工期が延びてしまったというふうに聞いておるところでございます。

で、まあ、今後、税金を投入していく中で、業者を選ぶ段階では、どうだったかというところでございますけれども、当然、そういう状況もあったとは認識しますが、公募の中で提案を受けて、プロポーザルで選んでいったというところで、非常に、提案が他社よりも優れていたという状況で、選ばせていただいているというところがございます。

で、確かに期待されているという方もいらっしゃる、ご迷惑をおかけするんですが、この段階で区が4月1日に判断するというところがなかなかできかねる部分もございまして、現に、現在の工期の予定ですと、11月15日に内装工事に入っている段階でございますけれども、実質、今週の工期予定まで、まだ、その内装工事に入れていないというところもあり、実質3週間遅れてしまっているというところもあり、また認可取得前に、現状で2月20日に工事が終わる予定、エレベーター工事が終わる予定ですけれども、そこから、

やはり区と都の修正工事の依頼をしたりしますけど、そこ、今、1週間で見ておるところでございますが、場合によっては1週間以上かかってしまう現状が考えられるというところがあります。

また、今、林委員からご質問のありました他区の事例でありますとか、また本区のそういった去年の事例なんかも含めまして、4月1日として、区民の方に安心してお申し込みいただけるような形でご案内することは、区のほうでなかなかできかねるという考えの下、5月1日という判断をさせていただいているというところでございます。

○林委員 多分、ご苦労を現場でされているんでしょう、課長も。ただ、やっぱり他人事にしか聞こえないと思うんで、それでは聞き方を変えて、このまなびの森の工事の進捗状況が遅れているというのを、事情をつかんだのは何月何日なんですか。

で、細かく聞かないと、そんな答弁にならないはずですよ。まず冒頭、申し訳ないはずですよ。だって、子どもの0歳って、いつときしかないんですよ。1歳児だって、いつときしかないんですよ。4月に歩き始めるかもしれない、その保育所で。そんな機会を、課長がもし進捗管理の判断でなくしていたとしたら、これ、大変な話になるという思いをお互い共有しながら考えていかないと、かわいそ過ぎますよ、これ。

で、責めるつもりはないんですけど、何月ぐらいから気づいたんですか。工事の遅れと、あ、これ、無理だというのは。

○小阿瀬子育て推進課長 この内装工事の遅れ等々につきましては、11月15日当時でございますけれども、まあ、そうですね、これ以外にも、私どものほうで、いろいろ近隣調整をさせていただく中で、様々、事業者のほうには、資料等を用意する日付を指定してお願いをして、いろいろ近隣調整をさせていただいたりする場面もございました。

そういったときに、なかなか、期日をちょっとお守りいただけないときがあったりとか、あとは、やらせていただきますと言っていたきつつ、現状としてやっていただけなかったことというの、担当者間、我々の中ではありますけれども、そういったことも事実として多少あった部分もございまして、そういった部分も重なってきている段階で、また、今回、工期の遅れがありつつ、また他区の状況もありつつというところで、我々も業者さんを信頼して、必ず4月1日にやっぱりできると、そこは信頼はしているんですけども、そういったお守りいただけない部分でありますとか、現状の工事の進捗状況の遅れ、他区の状況を踏まえて判断して、今回、苦渋の選択でございますけれども、5月1日とさせていただくのが区民にとってプラスになるだろうというふうな認識でいるところでございます。

○林委員 ちゃんと教えてください。ちょっとね、あんまり強い言葉で言いたくはないんですけど。今日午前中、国会の、うちの家族と見ていたら、何で女の代議士ってあんな強い口調なのと、うちのが言っていたんで、いや多分、時間制があるからじゃねえかと言っていたんですけど、そんな答えだったら。いつなんですか、正直に。判断、これは遅いなと。工事どおり、4月1日にできないなと思ったのは。

だってね、課長の先輩たち、区立保育園を造るときに、工期って、すごい気にするんですよ。過去に、岩本町にあるほほえみプラザ、シックハウス症候群というのを出しちゃったと。要は、突貫工事でやって、すぐ入所を入れたら、職員の人みんな、ああ、故障しちゃったと、入院しちゃったという騒ぎまであったんで。

いや、3月31日にできて4月1日に開園できるかといったら、できないわけですよ。進捗管理して1か月、新しい園舎をやるんだとしたら、もっと早くやらなくちゃいけないわけなんで、もっと早く、気づいているはずでしょう。それは何月何日に区として把握されたんですか、事業者の遅れというのは。というのをやっていかないと、5月1日が最善の利益だというのはあり得ない答弁だと思いますよ。

○小阿瀬子育て推進課長 10月の頭ぐらいかというふうに認識してございます。

○林委員 10月の頭に、これは駄目だとなったと。で、やっぱり民間園というのは、そこまでお任せするもんなんですかね。それとも待機児がそんなに膨らんでこないから、お任せでできるんですかね。そうじゃなかったら、大変な騒動でしょう。いろんな議員さんも、4月1日開園のがいつできるんだ、できるんだと、地域の人たちも。

で、子ども部全体として、本当にこの保育所誘致を、事業者はプロポーザルで決まったけれども、そのときには、北区の実例も踏まえた上で採用しているんでしょ、調べて。で、工期の遅れが10月で、あら、これ、大変と。進捗から10月って、そこまでは一切入れなかった。近隣でそんなトラブル、いろいろ聞いていますよ、私も。エリアが違うけど、大変らしいという話は。だから、あんまりにもちょっと責任感が希薄になっていませんか。大丈夫ですか、本当に。

人生、キャリア、それぞれ背負っている方が、4月1日に子どもを預けて、順調に行くのと、そうじゃないで人生狂わすことになるかもしれないというところまで、本当に課長が気持ちを受け止めて言っているんだしたら、そういうお話にはならんと思うんですけども。部として、本当に課長任せでやってきちゃったんですかね。どういう事態を10月1日にそれでは工期の遅れで、これ、4月開園できないとなってから、庁内手続あるいは区長判断まで含めて、流れになったのかというのをお示してください。

○小阿瀬子育て推進課長 建築の方とか建築担当部等々にも工期等について検討させていただいたりとか、また……

○林委員 いや、もう庁内のだけでいいですよ。そんな建築のじゃなくて。

○小阿瀬子育て推進課長 あの、庁内で、はい。

○林委員 10月に気づいたら庁内で、どうやって5月1日に延期するようにしたのか、意思決定過程を言っておいてくだされば。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。庁内のほうで、9月、新築工事が始まりましてから、本当にこの工期で大丈夫かどうかというところをですね……

○林委員 9月だったんですね。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。9月の12日から新築工事を始めている中で、進捗どおり行くかとか、またそのいろいろ建築部隊の方からも、現場に入っていたりとかして、指導をしていただいたりだとか、そういったことも含めて、なかなか現状の工程どおりに行くかどうかというのはちょっと疑義があるというのが、10月ぐらいに少し私どもも心配になってきて。

ただ、工程では、工程表上は、ぎりぎりではありますけれども2月の20日までにはエレベーター工事が終わり、1月末までにはその他全部の工事が終わるところで、工程表上もきっちりと行けるんですけども、ただ、その部分で、一つ、工期がずれてしまうことを考えると、認可の波に乗れない。で、現状でも、ちょっと繰り返しになってし

まいりますけれども、工期、内装工事の遅れというのが、11月の15日から入れていないことが現状まで続いているというようなことも含めまして、業者とはいろいろと協議をしていく中で、本当に大丈夫かと。

○林委員 あのさ、業者の話を聞いてなくて、庁内の話を聞いているんだから。短くやってよ。

○小阿瀬子育て推進課長 あ、庁内ですね、はい。庁内で区長にも、以下そのような状況で、区として、これは3月のぎりぎりになって区民に案内するほうが混乱を招くと。今、この状況でお知らせしておくことが……

○林委員 いつかは聞いていないんだよね。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。

○林委員 悪い。申し訳ない。10月に知って、どうしたの、そこから、何日。

○小阿瀬子育て推進課長 はい。区長レクのほうは、ええ、10月、そのタイミングによって、すみません、日にちがなかなか記録はしていないんですけれども、状況がもう変化しているタイミングで副区長と区長にはレクをさせていただきまして、最終的には11月の先日、月曜日にもさせていただいておるところでございます。で、その状況で、区として判断をしているというところでございます。

○林委員 もう、ちょっとらちが明かないんで、ちょっともう時間なんで、10月の7日、17日にもう、これ、アウトだと。普通9月の時点で分かると思うんですけど、進捗管理で、以前も含めて、そんなに区の園舎は早くできないし、工期の遅れというのも当然余力を、民間会社だってバッファーというのを見積もって出すはずですから、で、認可の手續と認可の検査のときに指摘を受けたら改修工事の余力を含めて2月末とか、少なくとも1か月前には開園のものが完了するはずなんですけれども、その云々はもう置いておいて、庁内でどういう意思決定過程でこの5月1日になったのかというのを、ちょっと時系列に言っていただけますか。

やっぱりね、人生を、人生をですよ、保護者の。で、子育てに優しいとかといって、全然優しくないんだよ、5月1日って。シビア過ぎちゃって、冷た過ぎちゃって。そこを、今の説明でも、いや、納得できないですよ、多分、千代田区民の税金を払って、保育所に行かせようとしている人たちは、課長のじゃ。どういう手續で、いつの時点で指示が下りて、これ、延期だねという形になったのか。ここを、時系列でちょっと、もう申し訳ない、時間がないから、もう、どなたでもいいですよ、教育長でも部長でもいいんで、説明していただけますか。

○亀割子ども部長 説明がまどろっこしくて、申し訳ございません。これまで千代田区が待機児対策ということで保育所を整備してきました、これは区立だけでは到底間に合わないの、民間の力を借りてやってきたと。で、認可の私立認可という形で精力的に誘致をしてきたというところがありまして、本件もそれと同じような形で、来年の4月1日の開設に向けて整備をするという形で予算計上させていただきまして、皆さんにご承認いただいたということでございます。

工事については、これ、公立の施設もそうなんですけど、民間の施設もそうなんですけど、やっぱり不測の事態で予定から遅れてしまうということもございます。で、この件につきましては、細かい日付は申し訳ないんですが、ちょっと手元にはなくて分からないんです

が、もう発端としては、既存区有地を活用していますので、区有地の高齢者センターのところの地下解体から始まっています。その地下解体のところ、既に1か月半ぐらい遅れたと。また、近隣調整、非常に難航しているということに加えて、それでもなお4月1日に向けた形で工期を設定して、何とかやっ払いこうということを進めてきました。そこまではそれでよかったんですが、11月から入園案内、来年の入園案内を区のほうで開始をするという日程になります。

で、この11月が一つの判断基準でございまして、林委員がおっしゃった、4月をやっ払い目的として入園する方々というのは、その保育園に入れることを前提で、生活設計、仕事的设计なんかもありますので、ここはもうはっきりさせておかないと、子どもが入れる、入れない。入れるとって実際できなかったというのは一番いけないケースなので、ここでしっかりと工程と進捗とを精査させていただきました。

精査をした結果、ただでさえ工期ぎりぎりのところを、担当課長が申し上げた半導体のエレベーター、これがぎりぎり工事が完了しても、1回の検査で合格をしないと認可が取れないという要因が一つ。1か所でも修正等があれば難しいと。ただ、過去の我々が整備してきた事例で、修正がないことはほとんどないです。修正はあります。で、その修正のボリュームが大きければ、4月の認可は難しいということが1点と、年間の工程を頂いていたときに、内装工事に入っているフェーズなんですけども、いまだ内装工事業者が決まっていないというところの状況があります。

この二つを勘案しまして、ただでさえぎりぎりだった工期に関して、この工期を考えますと、区としてもここは5月という判断を庁内で、これは区長には随時レクをしながら相談しているという形で判断しました。

ですので、これ、本来でしたら、我々、税金、おっしゃるとおり税金を使って4月1日に開園して、当然受け入れるということがもう大前提でございまして、これができなかった要因としては、やっぱり公立——民間のメリット、デメリットもありますが、民に公募をかける際に、もう少しその辺のリスクですとか実績なんかをよく調べなくてはいけない。実は、公募で業者選定する際には、この部分の要素が一つも入っていませんでしたので、今後は必ずこういった部分を選定基準に入れるということを考えています。

それから、日程にゆとりを持たないと、最短工期でオープンを逆算して設定しても、必ずこういうことがございますので、これは、我々としても反省材料として、今後は少しゆとりを持った形で開設まで準備をするということは、必須要件になってまいります。

今回は様々にいろんな要件がありましたので、このぎりぎりの工期で進めてきたんですが、最終判断として11月、区民の方が4月に入れるのに実際入れなかったという最大のリスクを避けるということを判断しまして、5月ということで苦渋の選択をしたということでございます。

○林委員 今、部長言われたのは、保護者視点で行くと、次、課題となってくるのが、4月開設するはずだった保育士さんの方たち、これ、どうなっちゃうの、1か月分とって、区が損失補填をかけるんですか。ここが、こどもの森が負担するんですかという点と。まあ、カレンダーを見ても分かる通り、5月1日からやって、入園式をやって、次の日行って、さあ慣らし保育を始めるぞといったらゴールデンウィークですよ。いきなり土曜保育が入って、ゴールデンウィークですよ、また。そんな環境を、本当に人生1回しかない

子どもたちの人生を本当にぶち壊しに近い園生活ですよ。大人だったら、いいトラブルで思い出だったけど、子どもにはそうはいかない。

そういった損失補填とか子どもの保障というのはどういうふうに考えているんですかね。ここの園が不人気になれば、今度は区が補填をかけなくちゃいけないわけでしょ。で、隣の愛全公園が園庭のように使えるかと思ったらそうでもないみたいだし。せっかく区有地を活用して、公園が隣接しているのに、西神田公園までわざわざ行かなくちゃいけない、園庭が全くない状態と。子育て環境、本当にいいんですかと、設備も大丈夫ですか等々の問題も出てくるんで、やっぱりちょっともう少し、いや、心の中では思っているかもしれないですけども、言葉の端々に、しょうがないじゃないですか、最善の利益じゃないですかという話なんで、人生をかけた人たちの思いに立った話を含めて、損失補填の話もしてもらえますか。

○小阿瀬子育て推進課長 確かに保育士さん、4月から来ていただいた方の損失補償とか、園児が入れない部分についての損失というのは当然発生してしまいますので、区が苦渋の選択をしてお願ひした部分について、区に原因があるところの部分については、そういった補償をしていきたいというふうに考えておるところでございます。今後の協議で決めていきたいというふうに思っているところでございます。

○林委員 区が、区のミス領域だけ。

○たかざわ委員長 子ども部長。

○亀割子ども部長 答弁、補足させていただきます。

補填という意味では、今、担当課長申し上げた協議にはなるんですが、わざわざ補填措置というよりも、既存のメニューの中で、保育士に関しては既存のメニューでその給与補填相当分のものがあったりですとか、あと定員割れの部分の既存のメニューがありますので、その辺と、あとは、逆に言うと4月にできないというのを逆にこっちが損失補償をもらうような立場になるというのが基本です。それを我々が気を遣って先行して言っているんですが、本来だったら、できないというのは事業者の責任ですので、まあ、指導監督するこちらの責任もありますが、事業者の責任問題がありますので、その部分は今後協議となってまいります。

一番大切な、入所しようとしていた方々への考えというのは、もちろん所管とは議論をしまして、0歳児であれば、産育休なんかを、今、会社、臨機応変に1か月延ばしたりして、5月ということ準備して入れることは入れます。で、きょうだいですとか、一旦、どうしても4月ということであれば、ここは大変ご不便かけて申し訳ないんですが、一旦他園に入っただき、でき次第、転園措置ができるような形で措置をしていきたいというところの両面で行っていかうということで、所管とは話し合いをして進めてまいりました。

○林委員 最後ね。

最後に、まず一つが、4月から働くはずだった保育士さんたちにお金で保障したとしても、別の園、別の会社だったら、保育士の仕事ができるわけですから、で、今分かっているから、流出した場合、本当にいい保育士の先生がいなくなっちゃう状況になるんで、これをどういうふうに補填を事業者のほうに求めるのかということが一つです。何を事業者責任問題として求められるのか、工期の遅れなのか、計画なのか。

もう一つが、課長が言われた区のミスというのは、どこの領域を指して、何をどこまで

お金の面で見ようと考えられているんですか。

○小阿瀬子育て推進課長 申し訳ございません。ミスというよりは、区がお願いをしている部分については、事業者のほうに補填をしていきたいという思いを伝えさせていただいたところでございます。

で、1点目、おっしゃっていただいた、すみません、ちょっとあれなんですけども、何だっけな。すみません、1点目、林委員から。（発言する者あり）ああ、そうですね。保育士の方については、現状の制度でも、半年前から保育士さんの研修とか準備段階の補助等を行ったりしておるところでございますので、すぐに流出してしまうかどうかというのはちょっと考えにくいのかなということもございまして、継続してそれらの制度を活用して、例えば4月、1か月間、保育士さんの補填する部分というのを考えられたらいいのかなというようなところで、業者とは協議をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○亀割子ども部長 すみません、少し補足させていただきますが、こちらの民設民営という形のスキームで、区が保育園私立認可を誘致している形になります。林委員おっしゃるとおり、我々も、保育というのはやっぱり先生がすごく大事で、いい先生に来てほしいというのは、それを誘致して指導する立場からは物は言えますが、実際的に何をもって、じゃあこれ以上のスキルの人を措置するということまでは、区の権限としてございませんので、ここはやっぱりお約束というか、そのやり取りの中で、区は言えるだけのことは言いつつということになってしまいます。そこが、最大限努力しても、そこぐらいしか力が及ばないということなんです。

で、4月につきましては、でき次第、慣らし保育をやったり、内覧会をやったりという基本的なルーティンをたどっていくので、それなりに保育士の方たちもお仕事があるということで、認識はしているところです。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（1）（仮称）まなびの森保育園神保町の入園時期について、質疑を終了いたします。

休憩します。

午後0時23分休憩

午後0時24分再開

○たかざわ委員長 委員会を再開いたします。

次に、（2）令和5年度入学 中学校学校選択結果報告について、説明を求めます。

○大塚学務課長 それでは、令和5年度入学 中学校学校選択結果につきまして、教育委員会資料4に基づき、ご報告させていただきます。

項番1をご覧ください。令和5年度中学校に入学予定の区民554名に申請書をお送りした結果、麴町中学校は298名、神田一橋中学校は176名の選択の回答がございました。昨年度は、麴町中学校330名、神田一橋中学校157名であったため、昨年比へ、2校のアンバランスは解消傾向となっております。また、昨年度の最終的な入学者につきましては、項番1の表、一番右側の人数となっております。

次に、項番2の申請書の発送時に調査をした学校選択に当たってのアンケート結果をご覧ください。2校とも選択理由は、「自宅から近い」と回答した方が一番多くなっており、次に「教育活動の特色が気に入った」、の順番となっております。

裏面のほうには、実施いたしましたアンケート用紙を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

今回の選択結果やアンケート結果を各中学校と情報共有を行いまして、今後の魅力ある学校づくりに生かしていきたいと考えております。

また、この結果につきましては、12月1日より区ホームページで公表いたします。

ご報告は以上でございます。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。以上で子ども部の報告を終わり、地域振興部の報告に入ります。

地域振興部（1）外濠公園総合グラウンドの利用に関する意見公募について、理事者からの説明を求めます。

○恩田文化スポーツ担当部長 それでは、地域振興部資料1に基づきまして、外濠公園総合グラウンドの利用に関する意見公募についてご報告させていただきます。

項番の1です。使用に関する課題と対応策というところでございます。

外濠公園総合グラウンドにつきましては、現在、グラウンドの人工芝生化工事を行っております。今年度の工事完了を予定しており、来年の4月から一般利用が開始されます。

グラウンドの人工芝生化により、これまで野球を中心に、ゲートボール、保育園等の運動会などで利用されてきましたけれども、サッカーやフットサルでの利用が可能になります。また、これまで天然芝の養生期間で休場してきた1月から3月も、グラウンドが利用できるようになります。さらに、人工芝生化によって、雨が降った翌日も利用できる日が増えるということが想定されておりました、これまで以上に申込みが増えることが考えられています。

項番の2です。利用に関する変更事項についてです。

表の1にあるように、予約のキャンセル、特に無断キャンセルが年間100件を超えることから、無断キャンセルや利用日直前のキャンセルをした場合、一定の申込み制限をかけて、キャンセルの抑止と施設の利用率の向上を目指したいと考えております。

表2、表3をご覧ください。裏面になります。具体的な制限につきましては、利用の4日前からのキャンセルについてとそれから無断キャンセル、こちらについて、表に書かれているとおりでございますが、無断キャンセルは1回について3か月間、利用4日前以降のキャンセルについては1回につき1か月間の「抽選申込」と「空き施設予約」を不可とする形を考えております。

意見公募の期間でございます。3ですね。すみません、失礼しました、3）パブリックコメントの実施についてです。今回、協働と参画のガイドラインに基づき、予約の無断キャンセルと直前キャンセルをした利用者に予約の制限を設けることについて、意見公募を行います。

意見公募の期間は、令和4年12月5日から19日までで、この結果につきましては、また本委員会でご報告をさせていただきます。

意見公募の結果を踏まえ、利用制限を導入する際に、第1回定例会にて条例改正を行うということになります。利用制限については、約3か月の周知期間を設けまして、運用を開始したいと考えております。また、本日の企画総務委員会におきましても、同様のご説明をさせていただいているところです。

ご報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。失礼しました。担当課長、欠席届が出ておりまして、恩田文化スポーツ担当部長にご説明を頂きました。

質疑をお受けいたします。よろしいですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。それでは、（1）外濠公園総合グラウンド利用に関する意見公募について、質疑を終了いたします。

以上で、日程2、報告事項を終わり、日程3、その他に入ります。

委員の方から何かございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 執行機関から何かございますでしょうか。

○大塚学務課長 それでは、私のほうから、神田一橋中学校通信教育課程の出願状況について、口頭にてご報告させていただきます。

令和5年度の生徒募集については、10月17日から11月18日まで出願を受け付け、本科生の出願者はありませんでしたが、別科生は6名の出願がございました。また、本年度学んでいただいている別科生15名の方に令和5年度について意向確認をしたところ、13名が更新し、引き続き学びたいという意思表示をしております。

なお、今後の日程でございますが、12月3日に入学者選考を実施し、新規入学者を決定する予定でございます。

ご報告は以上です。

○たかざわ委員長 はい。質疑ございますか。

○牛尾副委員長 今年度は15名と、来年度は今学んでいらっしゃる方が2名減りますけれど別科生が6人入学するとなると、今度は19人ということで4名増えて、来年度が始まるとございますけれども、今年度も、やっぱり65歳以上といっても、65歳の方からご高齢の方までいるわけで、例えば体育のときに一緒のことをやっている、なかなか同じようなことができないとか、あとはタブレットなり英語なりでも年齢によって差が出てくるということで、大変な状況もあるというふうに伺いましたけれども、来年度は4人増えるということで、その辺の、何ていうかな、体制の強化といえますか、そういったことはご対応を考えていらっしゃるんですか。

○大塚学務課長 ただいまのご質問ですが、教育委員会、学校のほうと常に連携して、今年度15名ということになったので、今年度のカリキュラム内容、それからやはり65歳以上で90代までの方、年齢層が幅広いです。やはり習熟度も個々に違います。今年度のそういった体育の実技なんかでも、危険度を伴うとかいう場面もございました。

そういった経験を踏まえて、来年度、改善すべき点は常に見直しておりますけれども、こ

の1年間の実績を踏まえた上で、しっかりと一人一人が学べる環境をつくっていきたいと考えております。

体制につきましては、今年度の体制を基本としつつ、しっかりとまた学校現場も現職の通信課程には、教員の皆さんもバックアップしていくという体制を取っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○たかざわ委員長 よろしいですか。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○たかざわ委員長 はい。

それでは、本日はこれにて閉会をしたいと思います。お疲れさまでございました。

午後0時34分閉会